

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)
地域名 (地域内農業集落名)	野津原5-2 (上石合・《石合原 ※上石合の一部の自治会名》・白家・摺・練ヶ迫・一本櫟)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月8日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

組織：中山間組織…4

主な作物：〔摺・練ヶ迫〕水稻、シイタケ

〔上石合・石合原・白家・一本櫟〕畜産（飼料用作物）、水稻

- ・中山間地域である。基盤整備済の農地が少なく、形状等の条件が悪い。
- ・中山間地の日較差により、米の品質が良い。また、農薬の使用量も少ない。
ただし、地形に大型機械が合わず、耕作しづらい。
- ・農業従事者の高齢化により、担い手が不足している。
- ・中山間地域等直接支払交付金の活用により、耕作放棄地の増加をなんとか防いでいる。
- ・鳥獣被害（イノシシ・シカ）がある。

〔摺・練ヶ迫〕

- ・空き家が増えている。

〔上石合・石合原・白家・一本櫟〕

- ・畜産農家が多い。飼料作物耕作用の農地需要は高いが、借用可能な農地が少ない。
また、地権者が貸借に応じない農地が荒廃化している。
- ・畜産農家同士で繁忙期に「お互い助け合う」機運がある。
- ・地域に後継者がいるが、専業では収益が上がらない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

〔摺・練ヶ迫〕

- ・ 水稻、シイタケを中心とした農業を継続する。
- ・ 中山間地の地形を利用した減農薬栽培を継続する。
- ・ 担い手不足対策として、空き家を活用して地区外の担い手を呼び込む。

〔上石合・石合原・白家・一本櫓〕

- ・ 畜産（飼料用作物）、水稻を中心とした農業を継続する。
- ・ 利用していない農地を行政が取りまとめ、耕作希望者に斡旋する仕組みを構築する。
(農地中間管理機構の活用)
- ・ 畜産農家間で農地の共同利用（共同管理）を検討する。
- ・ 専業では収益が少ないため、後継者のために半農半Xが成立できるよう農地確保などの条件を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	141 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部で基盤整備事業を実施済である。今後の予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

〔摺・練ヶ迫〕

- ①防護柵を設置済であるが、シカが飛び越えてくる。シイタケのほだ場にシカ対策で150cmの柵を設置する。
- ②中山間地の地形を利用した減農薬栽培を継続する。
- ⑨担い手不足対策として、空き家を活用して地区外の担い手を呼び込む。

〔上石合・石合原・白家・一本櫛〕

- ⑦畜産農家間で農地の共同利用（共同管理）を検討する。
- ⑨後継者のために半農半Xが成立できるよう農地確保などの条件を整える。

地域計画の変更にかかる協議

令和7年9月8日

・地域計画に位置付けられた農地7筆について、農業委員会に非農地証明願が提出されたため、地域計画の範囲から除く。